平成15年 第2回臨時会

# 厚岸町議会会議録

平成 15 年 7 月 25 日 開会 平成 15 年 7 月 25 日 閉会 (本 会 議)

厚岸町議会

	3	平成1	5年	厚岸町議会 第2回臨時会 会議録
招	集	期	日	平成15年7月25日
招	集	場	所	厚岸町役場 議場
開催日時		開	会	平成15年7月25日 10時00分
		散	会	平成15年7月25日 10時29分

## 1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏			名	出席〇 欠席×	議席番号	氏		名	出席〇 欠席×
1	室	﨑	正	之	0	10	池	田	實	0
2	安	達	由	圃	0	11	岩	谷	仁悦郎	0
3	南	谷		健	0	12	谷	П	弘	0
4	小	澤		準	0	13	菊	池	賛	0
5	中	JII	孝	之	0	14	田	宮	勤司	0
6	佐	藤	淳	_	0	15	佐	产品	周二	0
7	中	屋		敦	0	16	竹	田	敏 夫	0
8	音喜	喜多	政	東	0	17	鹿	野	昇	×
9	松	岡	安	次	0	18	稲	井	正義	0
以上の	結果、	出月	詴議員	1	7 名 欠	席議員	1名			

## 1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長 小 倉 利 一	議事係長	髙 橋 政 一
----------------	------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

町 長 若 狹 靖 助 役 大 沼 隆 育 長 澤 泰 教 富 収 入 役 黒 田 庄 司 総務課長 辺 正 保 田 行財政課長 斉 藤 健 福田美樹夫 まちづくり推進課長 保健福祉課長 平 裕 大 農政課長 西 野 清 建設課長 北 村 誠 町営牧場場長 尚 博 田 弘 保健福祉課長補佐 松 見 文 建築係長 石 澤 隆

1. 会議録署名議員

┃ 9 番 ┃	9番	松岡 議員	10番	池田 議員
---------	----	-------	-----	-------

### 1. 会 期

7月25日から7月25日までの1日間(休会日なし)

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

## 平成15年厚岸町議会第2回臨時会議事日程

平成15年7月25日 午前10時 開 議

日程	議案	番	号	件	名
1				会議録署名議員の指名	
2				議会運営委員会報告	
3				会期の決定	
4	議案第	第 7 2	2 号	財産の取得について	
5	議案第	第 7 3	3 号	平成15年度厚岸町一般会計補正予算	

議 長 ただいまから、平成15年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。

(開会時刻 午前10時00分)

議 長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番松岡議員、 10番池田議員を指名いたします。

議 長 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

議長 9番松岡委員長。

9番 先程議会運営委員会を開きまして、本会議に上程の二件について審議方法等 を話し合い、いずれも本会議で審議することに決定しました。

次に会期ですが、本日一日とすることに決定いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期はただいまの議会運営委員会の報告にありましたように、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日間と決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第72号、財産の取得についてを議題といたします。職員の朗 読を省略し、提案理由の説明を求めます。農政課長。

農政課長 ただいま上程いただきました議案第72号、財産の取得について、その提案理 由をご説明申し上げます。

議案の1頁ですが、平成15年度の矢臼別演習場周辺農業用施設設置助成事業により、町営牧場の冬期舎飼い用の牧草収穫用作業機のうち、老朽化してきている作業機について、本事業により購入しようとするもので、この度、財産の取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づいて議会の議決を求めるものでございます。

内容でありますが、1の財産の種類は、物品であります。2の名称及び数量は、ロールベーラー2台でございます。この機械はトラクター兼用で、牧草を巻き取る作業機でございます。3の契約の方法は地方自治法施行令第167条による5社によります指名競争入札でございます。4の取得価格ですが、金743万4,000

円でございます。5の契約の相手方でありますが、札幌市中央区北7条西25丁目 1番7号ニューホランド株式会社でございます。2頁は参考として、1はロールベーラーの仕様でございますが、ベールサイズとして牧草ロールの幅、これは1.2mでございます。ロールの直径については、1.5m~1.8mであります。作業能力としてピックアップ幅、拾い上げる幅ですが、これは1.94mであります。2の納入期日でありますが、平成15年10月31日でございます。

以上、大変簡単な説明でありますが、ご審議をいただきご承認賜りますよう お願い申し上げます。

議 長 これより本案についての質疑を行います。9番。

9番 防衛周辺整備事業での助成ということですが、この助成はどのくらいになる んですか。

議 長 農政課長。

農政課長 防衛庁補助金ですが、民生安定事業の三分の二が補助率でございまして、この機械にかかる補助金については、495万6,000円となるわけであります。

9番 はい。分かりました。

議 長 他にありますか。

(「なし」の声)

議 長 なければ以上で質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は 原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

議長日程第5、議案第73号、平成15年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

行財政課長 ただいま上程いただきました議案第73号、平成15年度厚岸町一般会計補正予 第3回目の提案理由を説明させていただきます。

平成15年度厚岸町一般会計補正予算は次に定めるところによる。第1条、債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は第一表、債務負担行為の補正によるものでございます。

今回の債務負担行為の補正の追加でございますが、昭和53年12月に、当時厚生省認可を受けて、厚岸町社会福祉協議会が「社会福祉法人化」され、その拠点として昭和54年度に社会福祉センターの建設、さらには58年度、63年度の2度にわたる増改築を経て、現在に至っております。

施設も建設以来24年を経過し、平成9年度より社会福祉協議会の中で、社会

福祉センターの改修整備について施設の拡充を含めて、検討を行ってきたところであります。

このような状況の中で、平成14年度から今年度にかけ、社会福祉協議会では、自己財源を持って、老朽化した外壁や屋根をはじめ、施設利用者の不便の解消、福祉サービスの充実に対応した大規模改修のための実施設計を行っております。 この大規模改修の内容でありますが、議案第73号説明資料「厚岸町社会福祉センター大規模改修概要」のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じますが、既存建物として社会福祉センター本体の2,782平方行の外部改修及び一部内部の改修と、外部浄化槽上屋の59平方行、合計面積2,841平方行を、設計金額1億3,189万5千円で予定をしております。

この財源関係でありますが、補助金として日本財団より1,000万円の助成を受け、残り1億2,189万5千円のうち、75%分9,140万円を社会福祉・医療事業団から、25%分3,040万円を市中金融機関から借入を行うべく、準備が進められておりますが、この借入にあたり社会福祉協議会から町に対し償還財源の支援の要請を受けているところであります。

以上申し上げました金額については、設計金額により算出したものであり、 社会福祉協議会が行う工事発注において変更になることを申し添えておきま す。

社会福祉協議会については、社会福祉事業法に基づき設置された福祉機関ではありますが、事業運営資金については、町民からの会員会費のほか、近年は事業型社協として一部収益を伴う事業の取り組みを行っていますが、その全てが地域福祉のために活用が限定され、公益的な組織として、行政と一体となって、町民の福祉の向上をめざしていることから、町といたしましては、地域において福祉サービスが享受できるよう、総合的な福祉施策を提供している社会福祉協議会が、社会福祉の向上のための拠点施設の整備のため借入を行い、公益事業の展開を行うことに対し、その借入金に対して支払う返済金の財源を補助していくべきものと考え、この債務負担行為について、事前に議会の議決を願うものであります

今、債務負担行為の設定につきましては、過去の社会福祉センター建設時同様、あくまで町が社会福祉協議会に対しまして、将来に渡る事業の借入償還金相当額に対して補助をすることを約束するものであり、また、社会福祉協議会が行う資金調達のための借入については、借入先、期間、借入利率が異なることから2つに分けて債務負担行為を行うものであります。

なお、借入にあたり、固定利率により20年と10年の借入実行を行うこととなりますが、最近の公定歩合の変動などから利率については、借入を行う直前でなければ定めることができないことから、基本的には、債務負担行為の限度額を数値化して記載するのが原則でありますが、地方自治法施行規則第14条の2に基づく「予算の調整の様式」でも示されておりますとおり、限度額について、金額表示が困難な場合は文言で表示してももよいとされていることから、今回の債務負担の議決をお願いするものであります。

いづれにいたしましても、地域住民の福祉を守ることを目的とする社会福祉 協議会の事業の展開を、行政として支援するものでありますので、特段のご理 解をお願いいたします。

第1表、債務負担行為補正、追加であります。社会福祉センター大規模改修 に伴う社会福祉医療事業団借入金返済に関する補助に関する債務負担。期間と いたしまして、平成16年度から平成35年度までの20年間で、限度額は社会福祉 法人厚岸町社会福祉協議会が支払う元利償還金に相当する額であります。次に、 社会福祉センター大規模改修に伴う金融機関借入金返済に対する補助に関する 債務負担、期間といたしまして平成16年度から平成25年度までの25年間で、限 度額は同じです。なお、3頁に債務負担行為に関する調書補正の追加の内訳を お示ししておりますのでご参照願いたいと思います。以上を持ちまして、大変 雑ぱくな説明でございますけども、議案第73号の説明を終了させていただきま す。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

9番。

9番 自治法施行規則に基づいてですね、14条に基づいての、こういう手法を取ったわけですが、金額を表示しなくても良いわけですが、だいたいのね、金額は設計段階でわかってると思いますが、これについてお知らせ願いたいと思います。

金額も分からないで、ただ債務負担を承認せって、ちょっと概略でいいと思います。確実性がないといいますか、きちっと合わないという心配があるかと 思いますが、それについてはいいです。

一応、何億何千万円くらいはなるんですよと、全額町が負担することになる んですからね、それらは私共にもお知らせ願いたいと思います。

#### 議 長 行財政課長。

行財政課長

提案理由の中でもご説明申し上げましたが、社会福祉医療事業団については、75%分をお借りするわけでして、元金として現段階で、設計金額から算出した金額は9,140万をお借りする。さらに、残25%分につきましては、市中銀行から借りる形になりまして、3,040万円を想定しております。ただ、債務負担ですのでこの借り入れに対する利息を含めて為されるわけです。先程のお話ししましたが、金融情勢が非常に変動しております。その中で、借り入れ時期については来年3月を予定していますので、現段階では利率が読み切れないのが実態でございます。ちなみに、医療事業団から借り入れを起こした4月実行例で行きますと、0.7という金利でしたが、金利動向が変わっており、先日では1.34倍上がった例もあります。また、それが1ぐらいに長期金利が落ち着いてきている状況であります。

それらを含めて、社会福祉医療事業団から今のところ、過去においては固定レートを示されていたわけですが、現段階では示すことが出来ないということですので、今回やむなくこの様な措置を取らせていただいたと。市中についても、長期レートと連動しますから、借り入れ日が今であれば、そのものを示すことを含めて元利償還金の相当額を債務負担を起こすことが出来るわけですが、これについても後になると思いますので、正確な推計をしての債務負担については答弁を差し控えたいと思います。ただ元金についてはいま申し上げたとおり20年については9,140万円程度、25%の市中銀行については3,040万円程度に利息が付くということでご理解願いたいと思います。

9番

これはそうすると、医療事業団の借入金についても、市中金融機関からあれ するにしても、元利均等割で払っていくんですか。

行財政課長

この償還につきましては、両方とも元金均等でですね、元金を割りまして、 それに利息がかかる形で、元利でなくて元金均等です。

9番

だいたい1年にこの1億2,180万ですか、元金総額ですね、だいたい1年でどの くらい払っていくことになるんですか。そこらあたりでもだいたい概略でも説 明してもらわなかったらね、予算なんだからね。今後の予算審議にも大きく影 響してくると思うんですよ。

行財政課長

再起ほど金利が定まらないということで数値を申し上げない、あくまで仮ということで、長期金利が1.3なり4なりとブレているものですから、これは一応事業団には2%で試算をするということで償還表を作っております。ですけど、4月実行は0.7ですから、この2%の金利になるとは我々思っておりませんけれども、それで試算をすると、9,140万に対して、1,562万9,000円の利息を合わせた形が、債務負担として1億700万程度。さらに市中金融機関ですが、これも現行の市中金利から考えると、長期10年ものがいまございますが、約1.5から2%と仮定しますと、250万ほどの利息、ですから3,040万プラス250万ですから、3,300万程度の支払額になると。ですから、年間に直しますと元金均等でございますから、はじめの方が高くなるわけですが、620万から最後の方では450万ぐらいになると。さらに、市中については350万ぐらいが300万ぐらいのなかで、10年間の中で、年間額として返していくとなることでご理解を願います。

9番 いいです。

議 長 16番

16番

建物に関しての設計段階なんですが、色々な長の建物に対しての、設計段階でですね、規模にもよりますが地元の業者にですね、一級建築士の免許を持っている業者がたくさんおられるというふうに思うんですけども、設計を頼む段階においてですね、地元業者に設計の依頼などを頼んで、ダメになって、地方の設計屋さんに頼んだのかという、というのはどういう事を言いたいのかというと、建物もすべからく設計の部分も町外に頼むと、町の仕事というのも減ると、いうことについて潤いさがなくなるという部分もあるので、その辺の設計段階で頼む依頼の部分で、どの様な形でやられてるのか教えていただきたいんですけれども。

それと、規模と金額によって区別されてるのか、その基準ですね、そのへん も教えていただきたいと思います。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長

最初の方の実施設計の依頼、地元業者に話してあるのか、その発注の仕方が どの様になっているかということでございますけれども、この実施設計は社会 福祉協議会の方で発注しております。そのため町のほうで発注の方法について 関与はしていないということでございます。

議 長 建設課長。

建設課長

私のほうから、設計に係わることなんで答弁させていただきますが、基本的には社会福祉協議会の発注業務そのものも、厚岸町に提出されている指名願いに基づいて業者を選定させていただいております。いま議員の方からいわれているように、地元の建築士持ってる方は確かにございます。ただ、単独で建築事務所として構えて厚岸町に指名願いを出してきているのはございません。

従いまして厚岸町のいままでの構造物。面積、大きさによって違ってきますが、それらのある程度卓越した技術を持ってる業者を私のほうである程度ピックアップして、その中から社会福祉協議会が選定して発注しているということでございますのでご理解願います。

議長いいですか。他にありませんか。3番。

3番

この福祉センターの施設改修については、平成9年から社協のほうで増改築 検討審議委員会を何回も協議をされ、今回上程されてきたという経緯を聞いて おります。私からは、現有施設でこれが58年に増改築がなされておりまして、 2億5,000万程かかっておると。この返済、長いので20年間返済かかっておって、 平成15年度で一応償還済になるという計画だそうでございますけれども、先程 課長から説明があった、単年度で両方合わせて約1,000万弱の返済が今回の増 築でですね。

そうしますと、58年当時の20年間で2億5,000万の時の増改築の返済金額というんですか、これを単年度に直すとどのくらいの数字になるのかという部分をお聞きしたいと思います。

議 長 行財政課長。

行財政課長

増築分の関係でございますけれども、増築分に関しましては、15年度で償還が終わるわけですが、元金として年間相当額は899万に利息が付いた形になっております。ですから、これが終わりますけれども、16年度以降ですね、この増築分程度の金額が20年間、10年間はですね、3,040万円を借りたと仮定しますと、その後は10年後は減りますけれども、そういう状況になって来るというふうにご理解願いたいと思います。

議 長 3番

3番

従来よりむしろ10年後は楽になるのかなと理解でよろしいんですね。何故かといいますと、町財政が10年、20年先の償還計画というものに非常にその不安というか、経済状況、それから議会の中でも、20年先の議決をしていかなければならないという非常な責任を感じております。

今後、非常に見えにくい部分もあると思いますけれども、町がこの負担の責任を負うという責任の重さというものを町長そのへんお答えを願えればと思います。

議 長 町長。

町 長 お答えをいたします。社協といいますのは、社会福祉法に基づく団体であります。極めて公益性、そしてまた公共性の高い団体であります。本来でありますならば、行政がしなければならない福祉行政についても委託等において社会福祉事業団が行っておるわけでございまして、そういう面においては今回の債務負担行為においては、公共性、公益性からお願いをいたしておるところでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長 他にございませんか。

(「なし」の声)

議 長 無ければ質疑を終わります。お諮りします。討論を省略し、本案は原案のと おり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しま した。
- 議 長 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。よって平成15 年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時29分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成15年7月25日

厚岸町議会

議	長			
署名諄	養員			
	, ,			
署名諱	<b>集</b> 昌			
白口时	艾只			